

## 令和8年度 団体登録利用について

### ■登録団体

「登録団体」とは、日頃から活動を共にする3人以上で構成される既存の団体で、年間使用料を納付した団体をいいます。

### ■対象室場名

①リハーサル室 ②音楽スタジオ ③創作スタジオ

### ■登録利用期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

### ■登録申請期間 および 申請方法

登録を希望される団体は、令和8年2月27日（金）までに「登録申請書」および「登録者名簿」に必要事項を記入のうえパレア文化課へ提出してください。

### ■定期登録利用日（使用の日時）

定期登録利用日は、平日の週2回を限度とします。

※1回とは、午前(8:30～12:00)・午後(13:00～17:00)・夜間(18:00～22:00)のいずれかの区分をいいます。

### ■登録の決定

登録申請期間終了後、定期登録利用日の重複がない場合、パレア文化課から申請者(代表者)あて使用許可を決定する「使用登録書」を送付します。

### ■定期登録利用日以外の利用 および 予約方法

定期登録利用日を含み、週2回の利用を超えない範囲であれば、定期登録利用日以外にも登録団体として利用することができます。ただし、土・日・祝日の利用は月1回を限度とします。その場合の予約受付期間は、次のとおりです。

○受付開始日：使用する日の1週間前

○受付終了日：使用する日の前日（その日が休館日に当たる場合は、その前日）

### ■打合せ

申込み団体数が多い場合、または希望する定期登録利用日が重複した場合等は、代表者による打合せ、抽選等を行います。

## ■料金

年間使用料 ①リハーサル室 ②音楽スタジオ ③創作スタジオ 30,000 円

②音楽スタジオ（カラオケ利用なし） 18,000 円

※営利目的（教室等授業料を徴収する場合等）では所定の使用料に100%加算した金額となります。

※ピアノ、椅子、机等の備品を利用する場合、別途使用料が必要となります。

※許可を受けた部屋以外の部屋を利用する場合、別途使用料が必要となります。

※陶芸で利用される方は、粘土料（焼成、釉薬料込み）等が別途必要となります。

※年度途中の申込みの場合、使用許可日の月から月割で計算となります。

## ■利用詳細ルール

☆会館の自主事業や、貸館での公演等本番の予約が入る場合は、それら本番使用を優先させていただきます。

☆予約のキャンセルは、遅くとも前日までに連絡してください。

☆利用前、利用後には、会館受付（夜間の場合は、警備員）に利用の開始・終了を伝えてください。

☆年度途中の申込みは、空いている曜日・時間帯があれば「登録利用」できますが、利用期間は許可日から令和9年3月31日(水)までとなります。

☆利用後は、清掃し、室内の備品等を元に戻し、ゴミ等は持ち帰ってください。

※上述にご同意いただけない場合、「登録利用」をお断りさせていただきます。

また、申請書の記入事項と利用等の実態とに相違がある場合は、施設利用の中止や登録の取消をさせていただきます場合があります。